

OH-EBASHI LPC & PARTNERS NEWSLETTER



目次

【民法(IT・システム開発)】

1 野村HD・野村証券対日本IBM高裁判決にみる システム開発の実務的ポイント

廣瀬 崇史

【民法、会社法】

2 ESG投資と グリーンファイナンス

十河 遼介

【労働法】

3 2022年4月1日から段階的施行 「育児・介護休業法」の改正のポイントと実務上の留意点

国本 麻依子

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【民法（IT・システム開発）】

野村HD・野村証券対 日本IBM高裁判決にみる システム開発の 実務的ポイント



大江橋法律事務所
パートナー 弁護士／カリフォルニア州弁護士
廣瀬 崇史

▶ PROFILE

hirose@ohebashiri.com

第1 はじめに

システム開発は、企業の事業運営の基盤となるシステムを対象とし、多額の費用をかけて行われることが少なくないものであり、事業上の重要性が高い事項です。一方で、システム開発には、開発対象について事前に一覧性がなく事前把握が困難な面があること、機能・仕様が最初から定まらず流動性があること、ベンダによるユーザ側の事業の理解・ユーザによるベンダの業務の想定・状況の理解といった相互理解が不可欠であること、開発の遂行にはベンダ・ユーザ間の協力が不可欠であること、不具合・バグの完全な除去が困難であることなどの特徴・問題点があり、紛争化するリスクを抱えていることから、実際の紛争事例に基づいて、実務上の対応を検討することは重要と考えられます。

野村HD・野村証券対日本IBM（以下「IBM」といいます。）の訴訟は、システム開発について、大企業同士の訴訟として耳目を集める中、東京地裁（一審）は、野村HD・野村証券側の約36億円の請求を約16億円の範囲で認容していましたが、昨年、東京高裁（控訴審）は、地裁の判断を覆し、野村HD・野村証券側の請求を全部棄却しました。東京高裁の判断については、上告がなされていましたが、昨年12月上旬、野村側が最高裁への上告を取り下げていることが明らかになったことから注1、東京高裁の判断が確定していると考えられます。

本稿は、改めて、野村HD・野村証券対IBMの訴訟に関する東京高裁における事実認定の内容及び法的判断を整理し紹介する注2とともに、当該東京高裁の判断から実務上参考になるポイントをご報告するものです。なお、その際、本件と同様に一審

においてユーザ側が勝訴し、控訴審でユーザ側が敗訴した札幌高裁の事例（札幌高判平成29年8月31日判時2362号24頁）との類似点も踏まえたいと思います。

第2 事案の概要

野村証券は、バックオフィス業務の基幹システムとしてCUSTOMを使用していましたが、維持管理費用の増大等の問題があり、野村総研が開発したSTARを基幹システムとして導入することを企画していました。IBMは、STAR本体の開発・改良に直接関与することは難しいと考え、リテールITプロジェクトに着目し、STARのサブシステムとなるべき顧客対応部門（リテール関係業務）の中小規模のシステム開発に関与することを目指し営業を行いました。その結果、IBMは、野村HDとの間で、野村証券（野村HDの完全子会社）の投資一任サービスであるSMAFW業務のためのシステムについて、T社のパッケージソフトであるウェルズ・マネージャ・ソフトウェア（以下「WM」といいます。）を利用した開発業務支援等（以下「本件開発業務」といいます。なお、本件開発業務により開発予定の野村証券のSMAFW業務用のコンピュータシステムを「本件システム」といいます。）の委託を受ける内容の、開発段階ごとの複数の契約（本件個別契約1な

注1 「野村HDの敗訴確定 システム開発失敗巡り日本IBMに」日本経済新聞電子版.2021-12-14.日経クロステック。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UC140S00U1A211C200000/>

なお、正確な取り下げ時期は明言されていないようです。

注2 IBM側からの反訴もありますが、紙面の関係で、本稿では省略します。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いし15)を締結しました。裁判所の判断を理解するため(また、実務上の対応検討のため)には、当該契約文言・内容の把握も重要であることから、裁判所が認定した事実に記載された各契約の概要を、本稿の別紙1にまとめています。

東京高裁の事実認定によれば、本件開発業務は、平成25年1月4日のシステム稼働開始をビジネス上の目標として、平成22年後半から開始されました。本件開発業務は、野村側による特定の業務に関する情報開示の不足や、相次ぐChange Request(以下「CR」といいます。)等により、想定より大幅な工数の増加やプログラム作成の遅延等が生じるなか、平成24年後半まで継続されました。しかし、テストにおいて、目標時期における稼働開始実現にリスクがあると判断されたことから、平成24年8月下旬に一時中断され、同年11月に野村側が本件開発業務の中止を決定しました。その後、野村側はIBMに本件各個別契約の債務不履行があったと主張し、また、野村側はIBMに本件開発業務に関する不法行為があったと主張して、IBMに対して総額約36億円の損害賠償を請求していました。前述のとおり東京高裁は、東京地裁の判断を覆し、野村側の請求を棄却しました。裁判所の法的判断は、事実認定を前提にしており、裁判所の判断を理解するため(また、実務上の対応検討のため)には、事実認定の内容を把握・分析することが重要です。本件については、事実関係が複雑でかつ数年間の経過について事実認定がなされていることから、判決書を一読しただけでは、その把握が必ずしも容易ではない部分もありますので、東京高裁が認定した事実の概要(経過)を、本稿の別紙2にまとめてあります。

第3 主要な論点と東京高裁の判断内容の紹介

1 主な論点の紹介

野村HDとIBM間の本件各個別契約は、開発の段階ごとの

複数の多段階契約でした。その内容は、別紙1の記載のように、本件開発業務の支援を野村HDがIBMに委託するものでしたが、本件では、IBMが各開発段階の作業を遂行する債務のほか、本件システムを最終的に完成させる債務を負うかどうか、一つの争点でした。

また、東京高裁の事実認定において、パッケージソフトであるWMを利用したシステム開発であるのに、パッケージの標準装備機能で本件システムの機能の大部分をまかなう開発とならず、カスタマイズ量が想定外に増加して、本件開発業務が遅延し、成果物のテスト結果が不良であったことが、野村側による本件開発業務の断念の誘因となっているとされています。このことについてIBMに債務不履行責任や不法行為責任が発生するかどうか、一つの争点になっていました。

2 IBMにおけるシステム完成義務の存否

(1) はじめに

結論として、東京高裁は、本件個別契約においては、本件システムを完成して稼働させることや、その履行期限を平成25年1月4日とすることは、IBMの債務の内容として合意されていなかったものというべきと判断しています。かかる結論は、東京地裁も同様でした。以下、東京高裁の認定事実や、判断要素を紹介します。

(2) ビジネス上の目的

(i) 認定事実の中のビジネス上の目標の記載

認定事実によれば、例えば、IBMからの平成22年10月29日付け提案書では、平成25年1月のSTARへの最初の置換開始と同時に本件システムをSTARのサブシステムとして稼働開始することをビジネス上の目標とする旨の記載(別紙2・平成22年10月29日欄)、平成23年2月頃の「要件定義書」と題する書面にも、平成25年1月のSTARと同時の稼働開始をビジネス上の目標とする記載(別紙2・平成23年2月25日欄)、同年7月頃の

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

IBMの提案書にも、平成25年1月のSTARとの同時稼働はビジネス上の目標とする旨の記載(別紙2・平成23年7月1日頃欄)があるとされていること等注3から、東京高裁は、平成25年1月の本件システムの稼働は両社の間でビジネス上の目標とされていたことを認定していると考えられます。そして、東京高裁は、次のようにビジネス上の目標の位置づけを論じています。

(ii) ビジネス上の目標の位置づけ

東京高裁は、ビジネス上の目標が重要であるからといって、ビジネス上の目標がそのまま契約上の債務として合意されるとは限らないとしています。東京高裁は、理由として、ビジネス上の目標をそのまま契約上の債務とすることに合意した後に、目標の実現が予定日より遅れたり、目標の実現が不可能になったりした場合には、履行遅滞や履行不能による損害賠償の問題が生じてしまうことを挙げ、目標の実現可能性やその確実さの度合い、逆に予定日に遅れるリスクや実現不能となるリスクの度合いに応じて、様々な対応をとることになるとしています。

その上で、東京高裁は、次のように、IBMの作成した提案書や本件個別契約の文言等を考慮し、平成25年1月までの本件システムの稼働が、契約上の義務になっていなかったと判断しています。

(3) 提案書や契約文言の内容

(i) 提案書の文言

最初の個別契約である本件個別契約1(別紙1参照)の締結前にIBMが野村側に示した同年10月29日付け提案書には、最終的なプロジェクトの遂行を約束するものではなく、フェーズごとに分けて別途見積の上IBM所定の契約書を使用して契約する旨が明記されていたとしています。

判決書における裁判所の判断の箇所の記載は、上記のように簡潔ですが、裁判所が認定した事実の箇所には次の記載があります。

平成22年10月29日付けの前記の提案書(甲7)には、注記として、次の事項も記載されていた。

- ① 見積金額での契約締結や最終的なプロジェクトの遂行を約束するものではない。
- ② 今後は各フェーズ(計画、実行、テスト及びSTARとの並行稼働テスト)ごとに分けて別途見積の上契約する。
- ③ IBM所定の契約書を使用する。

提案書②の記載は、開発の開始からシステムの完成及び稼働開始までを一本の契約とせず、開発の進展に応じていくつかの進捗段階ごとの別々の契約とする趣旨である。将来締結されるべき各契約は、システム開発の各段階における野村証券の開発作業(要件定義、プログラムの製作、テスト等)の支援等をIBMの債務の内容とするが、本件システムの最終的な完成及び稼働開始は、各契約においてIBMが実現(履行)すべき債務の内容とはならないという趣旨である(下線は筆者)。

このように、東京高裁は、提案書の中において、本件個別契約の前提等が記載されていることを、判断の一つの根拠としていえると考えられます。上記のように、契約内容の解釈に際しては、その前後の関連書類(提案書等)の内容も重視されることが分かります。

(ii) 本件個別契約の文言

東京高裁は、次のような事実を考慮し、本件個別契約には「当該フェーズの作業内容の実施の支援」をIBMに準委任すること、または、プログラムを製作して納入すること注4などをIBMの債務の内容と記載している一方、本件各個別契約の契約書には、本件システムを完成して稼働させることや、その履行期限を平成25年1月4日とすることは、IBMの債務の内容としては記載

注3 その他、各本件個別契約書の文言も考慮しています。

注4 サブシステム間連結テスト及びSTARとの総合テストに入る前の段階、すなわちサブシステム内連結テスト終了の段階のプログラムで、営業稼働に耐える完成度は求められていないと認定されています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

されたことはないと認定しています。

なお、準委任契約は、請負契約とは異なり仕事の完成は債務の内容とされており、業界水準の注意と能力をもって作業を行ったか否かで履行が完了したかが決まる性質の契約です。

(ア) 準委任契約

本件個別契約1の契約書は、「各フェーズで予定された支援業務を行い、サービス終了日又はサービス期間終了日のいずれか早い日にサービスの提供を終了する準委任契約(仕事の完成を目的とした請負契約ではない)」と記載されており、本件個別契約2から5まで(PoCから概要設計まで)、8(概要設計最適化)、9(基本設計準備)の契約書においても同様とされています(別紙1参照)。

本件個別契約14の契約書も、IBMの債務の内容は各種の支援サービスで「『240.6人月の提供終了』又はサービス期間の終了(平成25年1月4日)のいずれか早い日にサービスの提供を終了する準委任契約(仕事の完成を目的とした請負契約ではない)」と記載されています(別紙1参照)。

すなわち、これらの契約では、仕事の完成は義務付けられていないと考えられます。

(イ) プログラム製作契約等の文言

プログラム構築(製作)契約についてみると、本件個別契約13の契約書は、IBMの債務の内容として、野村HDのシステムの構築を請け負い、成果物を基本設計書、テスト計画書及び結果報告書並びにプログラムとし、成果物最終納入予定日を平成24年3月31日とし、プログラムはIBMによるサブシステム内連結テストの野村HDによる確認をもって請負完了とする旨が記載されています(別紙1参照)。また、本件個別契約15の契約書は、IBMの債務の内容として、野村HDのシステムの構

築を請け負い、成果物をテスト計画書及び結果報告書とし、成果物最終納入予定日を平成24年6月30日とし、納入をもって請負完了とする旨が記載されています(別紙1参照)。

すなわち、これらの契約においても、本件システムを完成して稼働させることや、その履行期限を平成25年1月4日とすることは、IBMの債務の内容としては記載されていないとされています。

(4) 小括

東京高裁は、上記のように、ビジネス上の目標の位置づけ、提案書等の開発関係資料、本件個別契約の契約書において債務がどのように具体的に記載されているかを考慮して、本件システムを最終的に完成させることや、本件システムを平成25年1月4日にSTARのサブシステムの一つとしてSTARと同時に稼働開始させることが、契約上のIBMの債務として合意されたという事実を認定するには、無理があると判断しました。

3 各個別契約の履行不能の主張について

(1) はじめに

東京地裁は、本件個別契約13ないし15について、IBMの未履行部分が残っていること、そして、IBMの帰責事由に基づく履行不能があること認定していましたが、東京高裁は、次のとおり、本件個別契約13ないし15について未履行部分はないとの判断をしました。

(2) 履行が完了したことが明らかな本件個別契約について

東京高裁は、本件個別契約のうち1ないし5、7ないし12は、当該フェーズの終了により履行が完了したことが明らかであるとし、係る部分の履行不能の主張は、理由がないと端的に判断しています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

上記2や別紙1で記載しているとおり、上記の本件個別契約の多く(本件個別契約1ないし5、8、9)は支援サービスに関する準委任契約ですし、本件個別契約7は開発機器の購入等のための契約で、本件個別契約10ないし12も設計開発フェーズにおける作業(機械・ハードウェアの購入等)のための契約ですので、その契約内容と事実経過等からして、上記のような端的な認定になったものと考えられます。

(3) 本件個別契約6の債務の内容及び履行不能について

野村側は、本件個別契約6(WMのライセンス契約)が完成後の本件システムを野村側が使用するためのWMのライセンス契約であることや、IBMが平成25年1月4日までにカスタマイズが完了したWMを野村HDらに利用許諾して、その従業員らが完成後の本件システムを利用できるようにする債務を本件個別契約6に基づいて負った旨を主張していました。

しかし、東京高裁の認定事実によれば、本件個別契約6は、そもそも、本件システム完成前の本件システム開発の段階において必要な当初ライセンスを付与する契約にすぎないこと(別紙1も参照)が明らかであるとされています。また、証拠上、野村側は、本件システム開発に必要なWMの提供を受けたと認定できるとしています。このことから、東京高裁は、野村側の主張を否定しています。

以上のように、東京高裁は、本件個別契約6の履行は完了しており、履行不能の主張は理由がないとしています。

(4) 本件個別契約13及び15の債務の内容及び

履行不能について

東京高裁は、本件個別契約13及び15は、本件システムを構築して、基本設計書、テスト計画書及び結果報告書並びにプログラムの仕掛品を製作納品し、サブシステム内連結テストを終了する段階にまで進めることをIBMの債務の内容とする請負兼準委任契約であるということができると認定しています。これは、本件個別契約13及び15の文言(別紙1参照)や事実経過を考慮

してのものと考えられます。例えば、本件個別契約13では、債務の内容として、システムの構築を請け負い、成果物を基本設計書、テスト計画書及び結果報告書並びにプログラムとし、成果物最終納入目標日を平成24年3月31日とし、プログラムはIBMによるサブシステム内連結テストの野村HDによる確認をもって請負完了とする旨の記載があります。

そして、平成24年7月27日には、プログラムが出荷を満了し納品され(別紙2・平成24年7月欄)、平成24年8月9日の第9回ステコミにおいてプログラムの全部が納品基準を満たして納品されたことが確認(別紙2・同年8月9日欄)され、かつ、本件システムの総合テストへの参加が承認された(別紙2・同上)という認定事実によれば、本件個別契約13及び15に基づきIBMが負う債務は、その履行を終えたという事実を推認することができることから、履行が完了したものであるべきであり、野村側の履行不能の主張は理由がないとしています。

(5) 本件個別契約14の債務の内容及び履行不能について

本件個別契約14は、STARの総合テスト及びデータ移行等の準備及び実施の支援を行う準委任契約であり、「240.6人月」の提供終了又はサービス期間の終了(平成25年1月4日)のいずれか早い日にサービスの提供を終了するものとされxています(別紙1)。

このことから、東京高裁は、契約の性質上、IBMは受任者として、本件システムの平成25年1月4日稼働開始を目標として誠実にサービスを提供すべき善管注意義務を負うにとどまるものであり、本件システムを完成させる義務を負うことを前提とする野村側の本件個別契約14の履行不能の主張は理由がないと判断しています。

(6) 品質不良、信頼関係崩壊等を理由とする

履行不能の主張について

(i) 野村側の主張の概要

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

野村側は、次の事情から、本件開発業務中止の決断には合理性があり、本件システムは社会通念上客観的に完成不能となり、本件各個別契約は、既履行、未履行を問わず、IBMの帰責事由により全部履行不能になったと主張していました。

平成24年11月2日(本件開発業務中止の通告をした時点)までに、①技術的観点から一定期間内に本件システムの品質を金融システムに必要なレベルに改善できない状況となり、②当事者間の信頼関係が崩壊して本件開発業務の共同遂行ができない状態となり、
③多額の本件開発業務の追加費用を野村HDが負担することをIBMが求めたこと、
※④⑤は紙面の関係で省略。

東京高裁は、野村側のこれらの主張を、次のようにいずれも退けています。

(ii) ①本件システムの品質改善の可否

東京高裁は、本件システムの品質を合理的な期間内に金融システムに必要なレベルに改善することが不可能になったことを認めるに足りる証拠はないとし、証拠として提出された、特定の意見書には相応の論拠があり、改善が可能であったという事実を認定することができるとしました。

そして、東京高裁は、本件システムは、改善を要する点を多数抱えていたが、双方にその原因があり、特にCRを繰り返して、工数の著しい増大とT社の作業の手戻りと遅れを繰り返し誘発し、T社からプログラム製作作業の十分な時間的余裕を奪った野村側に、より大きな原因があり、IBMの帰責事由と評価することは困難であるとししました。

東京高裁の認定事実では、次のとおり、CRが多数回であったことが細かく認定されています。

例えば、平成23年4月以降に、概要設計段階になってCRとして四半期リバランスの要求があり本件開発業務が非常に増大

したこと(別紙2・平成23年4月以降欄)が認定されています。そして、平成23年7月には、野村側のX(本件システムのユーザとなる野村証券の投資顧問部においてフィー計算徴収業務の知識を独占している者)が、フィーの計算徴収のルールの詳細複雑さから工数が大きく追加されるリスクを知りながら、野村内やIBMに伝えず、また、概要設計フェーズのヒアリングの機会に説明しておくことができた要件を持ち出す等し、本件開発業務の秩序だった計画的進行を妨げたことが認定されています(別紙2・平成23年7月8日欄、同月27日欄)。なお、Xの把握している、フィーの計算徴収のルールが詳細複雑であり、開発の工数を大きく増大させるリスクがあることが、野村内やIBM側に伝わっていなかったことは、平成22年4月のIBMの野村側への営業段階、同年8月30日のIBMからの本件システムの開発説明、同年9月後半のFit&Gap分析、同年10月29日のIBMからの提案、同年12月頃の検証実行セッション等において、繰り返し認定されており東京高裁が目撃していたことが窺われます(別紙2・平成22年4月頃欄、同年8月30日頃欄、同年9月後半-10月前半欄、同年10月29日欄、同年12月頃欄、同月29日欄)。

その後、平成23年9月、同年10月20日にもCRが繰り返され、さらにストーリーボード(本件システムの設計図の役割を果たすもの)のサインオフ後である同年11月後半にもCRが出された旨の事実認定もなされています(別紙2・平成23年9月頃欄、同年10月20日頃欄、同年11月後半欄)。

そして、平成23年12月の終わり頃には、IBMの要請をうけて、新たなCRを凍結することになったものの(別紙2・平成23年12月22日、同月28日欄)、結局、平成24年2月には、凍結が破られXからフィー関係の新機能追加を内容とするCRがなされ、開発が大幅に遅延する原因となり、プログラム製作に十分な作業時間が確保できない主要な原因の一つとなった旨が認定され(別紙2・平成24年2月9日欄)、さらに、平成25年1月までCRが五月雨式に続いたことの認定もなされています(別紙2・同上)。

その他、野村側が、パッケージソフトの機能を利用し簡素で安

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

価なシステム開発を期待しつつ、パッケージソフトに合わせて現行業務を変更することを拒否するという対応があったことも認定されています(別紙2・平成22年12月29日頃欄等、平成23年5月欄等)。

このように、東京高裁は、システム開発に支障となる情報が適時・適切に野村側からIBM側に伝えられていなかったことや、パッケージの標準機能でまかなう開発とならず、CRが繰り返され開発の大幅な遅延に繋がったこと等を詳細に認定しており、かかる点を、判断上重視していたことが窺えます。

(iii) ②信頼関係の破壊との主張について

東京高裁は、平成24年11月2日時点において当事者間の信頼関係が崩壊していたことを認めるに足りる証拠はないとし、また、前述のとおり、同日の時点においてビジネスがうまくいかないことの主たる原因が野村側に多々あるとの認定をしています。さらに、野村側が、社内説明用のスケープゴートとして、IBMを必要以上に悪者扱いしていた可能性は高いものとみられるとし、信頼関係の点は、野村側が主張する履行不能を根拠付けるものとはいえないとしています。

(iv) ③IBMからの追加費用請求について

東京高裁は、平成22年10月29日付け提案書にて当初見積金額での契約締結を約束せず各フェーズで見積もる旨の記載があること、追加の開発期間は野村HDら側により大きな原因があったこと等からすれば、追加費用負担要求の事実をIBMの帰責事由による履行不能を根拠付ける事実とするには無理があるとしています。

(v) その他

なお、東京高裁は、本件開発業務の節目において、IBMの担当者から、その時々の問題点の発生原因がIBM側にあるかの発言や文書記載がされていることに関して、IBMは報酬を受領する側

であるから、プロジェクトの続行を希望し低姿勢な態度に終始し、自己の問題点は指摘するが、野村側に問題があってもこれをあまり指摘しない言動に出るのは、自然なことであるとして、直ちにIBMの帰責事由の根拠と評価することは不相当であるとしています。

(vi) 小括

以上のように、東京高裁は、本件開発に生じた問題は野村側により大きな原因があったこと等を主な根拠として、IBMの帰責事由により全部履行不能になったとの野村側の主張を退けています。なお、この他にも野村側は、IBMの債務の履行遅滞も主張していましたが、本件個別契約13及び15、本件個別契約14、本件個別契約6にいずれについても、システム稼働等について約定期限の合意が認定できないこと等から、履行遅滞の主張は退けられています。

4 不法行為の主張について

東京高裁は、まず、契約当事者間である野村側とIBMの間において、契約の履行そのものに関して債務不履行責任のほか不法行為を負うというのは例外的な特段の事情がある場合に限られるというべきであるとしました。

そして、IBMは、概要設計最適化フェーズを設けて工数削減の努力を行っていたこと(別紙2・平成23年7月欄)、工数人員の確保、作業量の適正さ等の点検をしていたこと、野村側の度重なるCRに対しても凍結を求めたこと(別紙2・平成23年12月28日欄等)などから、可能な限度でプロジェクト・マネジメントを行っていたと認定しました。一方で、前述のとおり、野村側がCRを繰り返すことなどが原因で、計画が崩壊して平成25年1月の稼働開始が困難になったものというべきであること、T社が十分な設計書作成期間やプログラム製作期間を確保できなかったことが遅延の原因である可能性が高いといった認定をし、IBMが不法行為を負う特段の事情は認められないとしました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第4 東京高裁判決の実務上のポイント

1 契約の内容、債務の解釈について

前述のように、本件システムを平成25年1月に稼働することが契約上の義務になっているかの判断において、例えば、本件開発業務に関する重要な提案書において、契約が、開発の進捗段階に応じて、各フェーズごとに分けて別途見積の上、別々に締結されることになっており、本件システムの最終的な完成・稼働開始が、各契約においてIBMが履行すべき債務の内容になっていなかったことが窺えること、さらに、本件個別契約の多くは「フェーズの作業内容の実施の支援」をIBMに委託する準委任契約（完成が債務の内容となっていない性質の契約）であったこと、本件個別契約のうちプログラムを製作して納入するための契約においても本件システムを完成させ特定の期限までに稼働させることが、債務の内容として記載されていないことが重視されています。

これらのことから、開発に不確実性等がある中では、ベンダ側としては、1本の契約書で対応をせず、開発の進捗に応じて、複数の契約を締結し、各契約ごとに履行したか否かが明確になる対応をとることが重要であることが分かります。また、ベンダの債務の内容を明確化するために、契約の性質、債務の内容が契約書上で明確化されていること、さらに、業務に関する資料等でも明確化されていることが重要であることが再認識されます。

2 システム開発におけるユーザ側の協力について

前述のように、開発遅延の原因は双方にあるものの、野村側が、業務等に関する適時の情報提供を怠る中、CRを繰り返して、工数の著しい増大と開発の遅れを繰り返し誘発し、プログラム製作作業の十分な時間的余裕を奪ったこと等に、より大きな

原因があると東京高裁が評価したことが、東京地裁の判断を覆すことになった重要な要因の一つと考えられます。

前述のように、特に、東京高裁の認定事実の中では、CRが多数回であったことが繰り返し認定されており、かつ、開発フェーズの下流、開発フェーズの最終段階近くになっても継続していたこと（別紙2・平成24年2月9日欄）も認定されており、また、開発遅延を防止するため新たなCRを凍結する合意をしてから2か月も経たないうちに凍結が破られ、新機能追加を内容とするCRがなされプログラム製作に十分な作業時間が確保できなくなった旨（別紙2・平成23年12月28日欄、平成24年2月9日欄）も認定されています。

なお、前述のとおり、フィーの計算徴収のルールが詳細複雑で、これに対応する場合工数を大きく増大させるリスクがあること等を野村側の特定の者のみが把握しておりIBM側のみならず野村内にも伝わっていなかったことも、繰り返し認定されており、かかる事情にも、東京高裁が目撃していたことが窺われます。

このように、システム開発における紛争に関して、裁判所が、ユーザ側の協力の不十分さやシステム開発へ支障を生じさせた事情に注目した場合、事実認定や事実の評価を理由に、判断が大きく変わるリスクがあることを理解することは重要と思われる。

なお、かかる点に関して、前述の、ユーザ側を勝訴させた札幌地裁の判断を覆しプログラム開発の頓挫はユーザ側の協力義務違反が原因と認定しベンダ側を勝訴させた札幌高裁の事件の内容も紹介します。誤解を恐れずに、ごく簡単にまとめると、札幌高裁の判断の要点は次のとおりです。

- システム開発は、ユーザの協力が必要不可欠であって、ユーザはシステム開発に協力すべき義務を負う。
- 協力義務には、本件契約上ユーザの責任とされていたもの（マスタの抽出作業など）を円滑に行うというような作為義務はもちろん、本件契約及び本件仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、ベンダにその対応を強

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

いることによって本件システム開発を妨害しないというよう
な不作為義務も含まれている。

- ユーザが契約及び仕様凍結合意に反して大量の追加開発要望を出し、ベンダがこれに対応せざるを得なかったことから、システム開発が遅延した。
- ユーザは、追加開発要望に基づいて現行システムの備える機能を最大限取り込むことを要求しながら、そのために必要な現行システムの情報を十分に提供しなかった。
- ユーザがマスタの抽出義務を負っていたにもかかわらず、これを懈怠したことも、遅延理由の一つになっている。

札幌高裁も、本件契約上ユーザの責任とされていたものを円滑に行うこと、ユーザ側から情報提供を十分に行うこと、大量の追加開発要望を出しベンダにその対応を強いることによって本件システム開発を妨害しないことの重要性を強調していると考えられます。

札幌高裁や本件訴訟の結果から、ユーザ側として、システム開発において、自らの役割とされているものについては適時・適切に対応すること、各開発段階に合わせて業務やシステムに関する必要な情報を開示することを意識しながらプロジェクトを進めること、時期に遅れた変更要求を繰り返すことでシステム開発を妨げたとの印象を裁判所に持たれないためにも、ユーザ側においてシステム開発を担当する部署と、実際のユーザの部署とのコミュニケーションを円滑にし、早期に現場のニーズ把握を十分に行い、ベンダ側に提示することが重要と考えられます。また、これに関して、ユーザ社内において、早期に、システム開発部門の目線（本件で言えば、システム開発の目的であるパッケージソフトの機能をできる限り活かしたコスト低減）とユーザ部門の目線（現行の業務継続の要望）とのすり合わせを行うことも重要と考えられます。

3 ベンダ側の謝罪の評価

前述のとおり、東京高裁は、IBMの担当者から、その時々の問題点の発生原因がIBM側にあるかのような発言や文書記載があることに関して、IBMは報酬を受領する側であること等を考慮し、直ちにIBMの帰責事由の根拠と評価することは、不相当であるとしています。なお、このような評価は、前述の札幌高裁の事件の判決書においても見られます。すなわち、一審である札幌地裁は、ベンダ側の担当者が、システム開発の遅れを謝罪するなどの発言をしたことを重視していましたが、札幌高裁は、総合テストの結果や、完成証明資料などの客観的な証拠に基づいてシステムの完成度についての事実認定を行っていました。

このように、ベンダ側の謝罪の存在は、客観的状況や謝罪の内容次第ではベンダ側に不利にもなり得ますが、裁判所が背景（ユーザ、ベンダの力関係等）を理解した上で、客観的な資料・状況等を重視し、システム開発の経緯やシステムの開発結果について認定をしてくれる可能性があることは、システム開発を円滑に進めることに資するものと考えられます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

別紙1

契約	締結時期	判決書本文で裁判所が認定した事実の記載(概要)
本件個別契約1	平成22年11月12日頃	報酬額税別800万円。PoC実施の事前準備委託。 IBM所定の契約書使用。表題「IBM支援サービス契約書」。 債務内容「情報システム開発(野村HDの責任において完成)に関する支援サービスとして、SMAFWの導入前機能検証(事前準備フェーズ)の支援等を行い、サービスの終了日又はサービス期間の終了日(平成22年12月3日)のいずれか早い日にサービスの提供を終了する <u>準委任契約(仕事の完成を目的とした請負契約ではない)</u> 」。
本件個別契約2	平成22年11月29日頃	報酬額税別800万円。PoC「実機検証」委託。IBM所定の契約書使用。 多くは 本件個別契約1の契約書と同趣旨の記載 。
本件個別契約3	平成23年1月17日頃	報酬額税別3920万円。IBM所定の契約書使用。 支援サービスの内容「要件定義フェーズ、SMAFW業務においてWMを前提とした業務フロー定義、Gap分析作業、要件の整理、課題の洗い出しの支援」。 多くは 本件個別契約1の契約書と同趣旨の記載 。
本件個別契約4	平成23年3月3日頃	報酬額税別980万円。契約期間同月末日。IBM所定の契約書。 「要件定義書」と題する文書策定後の概要設計(本格的な要件定義作業)の立ち上げのため。
本件個別契約5	平成23年4月4日頃	報酬額税別1億7370万円。 概要設計(本格的な要件定義作業)を行うため。 支援サービスの内容「WM概要設計、帳票外付け概要設計、インターフェース概要設計、移行計画作成の支援」。 多くは 本件個別契約1の契約書と同趣旨の記載 。
本件個別契約6	平成23年4月4日頃	報酬額税別6億3000万円。本件システム完成前の段階の本件開発業務においてWMを使用するためのWMのライセンス契約。 IBM所定の契約書使用。
本件個別契約7	平成23年4月4日頃	報酬額税別8746万8546円。開発機器の購入と初年度保守料のための契約。 IBM所定の契約書使用。
本件個別契約8	平成23年7月1日頃	報酬額税別5600万円。概要設計最適化フェーズの実施。IBM所定の契約書使用。 支援サービスの内容「あるべき業務プロセスの検討と業務要件の再レビュー、あるべき業務プロセスの作成、SMA/FWの共通化、直投の対応検討、必要インターフェースの精査、移行計画、基本設計の準備作業の支援」。 多くは 本件個別契約1の契約書と同趣旨の記載 。
本件個別契約9	平成23年8月4日頃	報酬額税別7075万円。1か月間に基本設計準備フェーズを実施するため。IBM所定の契約書使用。 支援サービスの内容「WM、外部開発機能、インターフェース機能、各種帳票、データ移行及びシステム基盤にかかわる基本設計の準備並びに開発環境構築の準備支援」。 多くは 本件個別契約1の契約書と同趣旨の記載 。
本件個別契約 10~12	平成23年後半	代金合計税別1億2570万円余り。設計開発フェーズにおける作業(機械・ハードウェアの購入等)のため。IBM所定の契約書使用。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

契約	締結時期	判決書本文で裁判所が認定した事実の記載(概要)
本件個別契約13	平成23年9月9日頃	報酬額税別8億0800円。IBM所定の契約書使用。 表題「IBMシステム・インテグレーション契約書」。 債務内容「野村HDのシステム(本件システムのうちWMカスタマイズ、帳票、ワークフロー機能、外付ツール、外部インターフェース、データ移行ツール)の構築(基本設計・開発・サブシステム内連結テスト)を請け負い、成果物を基本設計書、テスト計画書及び結果報告書並びにプログラム(ソースコード、実行モジュール)とし、 <u>成果物最終納入目標日を平成24年3月31日とし、プログラムはIBMによるサブシステム内連結テストの野村HDによる確認をもって請負完了とする</u> 」。 内容: Drop1部分の基本設計、プログラム製作納品、IBM単独で実施可能なテスト(単体テスト及びサブシステム内連結テスト)の実施。 STARの他のサブシステムとの共同作業が必要となるサブシステム間連結テスト及びSTARとの総合テストの実施支援は含まれない。 Drop2部分の基本設計、プログラムの製作納品等は対象外。
本件個別契約14	平成24年3月26日頃	代金額税別6億9500万円。テスト、データ移行の実施・支援のため。 IBM所定の契約書を使用。表題「IBM支援サービス契約書」。 債務内容「情報システム開発(野村HDの責任において完成)に関する支援サービスとして、運用準備支援、テスト準備支援、テスト実施支援、データ移行準備及び実施の支援等を行い、『240.6人月の提供終了』又はサービス期間の終了(平成25年1月4日)のいずれか早い日にサービスの提供を終了する <u>準委任契約(仕事の完成を目的とした請負契約ではない)</u> 」と記載。
本件個別契約15	平成24年3月2日頃	報酬額税別6150万円。Drop2部分の全部及びDrop1のうち本件個別契約13の締結以降に新たに追加された機能の部分の開発・プログラム製作のため。 IBM所定の契約書を使用。 表題は「IBMシステム・インテグレーション契約書」。 債務内容「野村HDのシステム(本件システムのうちWM顧客Web及びWMコア追加機能)の構築(基本設計・開発・サブシステム内連結テスト)を請け負い、成果物をテスト計画書及び結果報告書とし、 <u>成果物最終納入予定日を平成24年6月30日とし、納入をもって請負完了とする</u> 」と記載。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

別紙2

時期	主な経過等
	野村証券は、バックオフィス業務の基幹システムとしてCUSTOMを使っていたが、野村総研が開発したSTARを基幹システムとして導入することを企画。
平成22年4月頃	IBMは、リテールITプロジェクトに着目し、(STARのサブシステムとして)T社開発のパッケージソフトWMを用いたシステム開発の営業を実施。 その際、IBMは、野村証券の投資顧問部の担当するSMAFW(投資一任口座サービス)業務におけるフィーの計算及び徴収のルールが詳細複雑であることを知らず。
平成22年8月30日頃	IBMは、新たな説明資料を用い、WMを用いたSMAFWの新システム開発の説明。 フィー計算徴収業務の業務知識やルールが特定の1名の社員(X)に属人的に独占され、ブラックボックス化されている実態を、IBMは不知(平成23年4月に概要設計フェーズに入るまで)。
平成22年 9月後半-10月前半	IBM・野村証券間で、机上のFit&Gap分析。 IBMへ、フィー計算関係の問題詳細複雑な業務要件のボリュームの存在が情報提供された形跡なし。
平成22年10月29日	平成22年10月29日付け提案書。 平成25年1月のCUSTOMからSTARへの最初の置換開始と同時にSMAFWの新システムをSTARのサブシステムとして稼働開始することをビジネス上の目標とする記載*1。 フィー計算関係の問題は、IBMは知らず、野村証券側でも投資顧問部の特定の1名の従業員(X)以外には知らなかった。 *1:東京高裁は、当該提案書の記載について、開発全体一本の契約とせず進捗段階ごとの契約とし、将来締結される各契約は、開発の各段階における野村証券の開発作業の支援等をIBMの債務の内容とするが、システムの最終的な完成及び稼働開始は、IBMが実現(履行)すべき債務の内容とはならないという趣旨と認定している。
平成22年11月12日頃	本件個別契約1の締結(別紙1参照) 。PoC実施の「事前準備」をIBMに委託。
平成22年11月29日頃	本件個別契約2の締結(別紙1参照) 。PoCの「実機検証」をIBMに委託。
平成22年12月頃	検証実行セッション。Xは、セッションの半分以上に出席したが、フィー計算関係の問題とそれに起因するリスクを指摘せず。
平成22年12月29日	IBMは、(野村証券)IT戦略部幹部に対して、PoCの結果報告と今後の進め方の提案。同部長は、パッケージソフト利用に伴う簡素で安価なシステム開発を期待する発言。フィー計算関係の問題は、IBMの担当者は知らず、野村証券においてもX以外不知。
平成23年1月17日頃	本件個別契約3の締結(別紙1参照) 。要件定義、WMを前提とした業務フロー定義、Gap分析作業、課題の洗い出し等の支援。 IBMの説明資料:プロジェクト方針「極力パッケージ標準機能の中での業務の成立、業務改革を意識した業務の棚卸」。
平成23年2月9日	IT戦略部からIBMに対し、要件定義書*2は、ユーザー部門(投資顧問部)でなくIT戦略部が作成する旨通知。 *2:野村証券の管理基準で、「企画」段階で策定される「要件定義書」と題する文書は、単なる企画書のようなもの。
平成23年2月25日	「要件定義書」と題する書面(甲74)策定。平成25年1月のSTARと同時の稼働開始をビジネス上の目標とする旨の記載。
平成23年3月3日頃	本件個別契約4の締結(別紙1参照) 。概要設計(本格的な要件定義作業)立ち上げ。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスや想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

時期	主な経過等
平成23年4月4日頃	<p>本件個別契約5の締結(別紙1参照)。概要設計(本格的な要件定義作業)。</p> <p>本件個別契約6の締結(別紙1参照)。本件システム完成前の段階の本件開発業務においてWMを使用するためのWMのライセンス契約。</p> <p>本件個別契約7の締結(別紙1参照)。開発機器の購入と初年度保守料のため。</p>
平成23年4月以降	<p>野村証券は、概要設計段階になって、CR(Change Request・変更要求)により、「要件定義書」に記載のない四半期リバランス*3を要求。本件開発業務の工数が非常に増大。概要設計フェーズの進行: IBM及びT社の担当者において、SMAFWの現行業務のヒアリング。</p> <p>*3: リバランスとは、時の経過による価格変動に伴いポートフォリオが目標範囲から外れた場合に、目標の範囲内になるように比率を調整すること。</p>
平成23年5月	<p>現行業務を踏襲し、WMの標準機能の使用に消極的だと、カスタマイズ必要部分の工数が、著しく増大することがIBMにて判明。対応を求めたが、投資顧問部の意向は、現行踏襲となるのが通常。開発必要数の増加分は、「要件定義書」の策定時と比べ約2倍*4。</p> <p>*4: 計画の成功不成功に影響が看過できないレベルとなる見通し。</p>
平成23年7月1日頃	<p>本件個別契約8の締結(別紙1参照)。概要設計最適化フェーズを実施するため。</p> <p>当時のIBMの提案では、平成25年1月のSTARとの同時稼働はビジネス上目標前提。プログラム納品時期を、平成24年12月末から次年1月末に後ろ倒し。</p>
平成23年7月	IBMは、カスタマイズ量削減作業に取り組むが、投資顧問部の反対にあい、難航。
平成23年7月8日	(野村証券)IT戦略部長から「今後大きな工数追加が判明する可能性はないと認識してよいか」という発言。Xは、大きな工数追加が生じる可能性を認識していたが、当該発言に対して沈黙。必要な情報がIT戦略部長及びIBMの担当者に伝わらず、開発の円滑な進捗が妨げられる原因に。
平成23年7月27日	<p>IBMと投資顧問部との協議。Xが新たな業務要件を追加。(裁判所の事実認定)</p> <p>Xは、概要設計フェーズ(平成23年6月まで)のヒアリングの機会にIBMに説明しておくことができた要件を持ち出し、本件開発業務の秩序だった計画的進捗を妨げた。CRは継続(サブシステム間連結テストを開始すべき時期である平成24年に入ってからも)。多数のCRは、プログラム製作時間確保の不十分と、これに伴う納品の遅れや品質確保の不十分、テスト開始の遅れやテスト結果不良の主要な原因の一つとなった。概要設計最適化フェーズは半ば失敗*5。</p> <p>*5: 投資顧問部の担当者は、IT戦略部が重視する野村証券のシステム全体の効率化や機能削減による維持管理費の縮小には思いが及ばず、また、自分の庭先(担当業務)をきれいにすることだけを考慮して、現行業務を変更する思い切った決断を避けて通り、工数削減が難航したとの認定。</p>
平成23年8月4日頃	<p>本件個別契約9の締結(別紙1参照)。基本設計準備フェーズを実施するため。</p> <p>基本設計準備フェーズの難航。Xは、新たに多数の業務要件追加の要求。ブラックボックス部分で、投資顧問部長やIT戦略部長も口出しできず。</p> <p>その後、ストーリーボード*6は、CR(変更要求)の多発などが原因で作業が遅延し、8月までに野村証券のレビューとサインオフを終えたものはなかった。</p> <p>*6: ストーリーボードとはT社にとって、本件システムの設計図の役割を果たすもの。野村証券のレビューを経て確定しないと、プログラムの製作作業に入ることができない。ストーリーボードの確定遅延や、野村証券からのCRに伴い一旦確定したストーリーボードの再修正(手戻り)を余儀なくされること等から、プログラムの製作作業に時間的な余裕がなくなり、納品遅延や、納品されたプログラムの品質確保上の問題を引き起こすことになったとの認定。</p>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

時期	主な経過等
平成23年8月30日頃	IBMは、開発工数の大幅削減の失敗から、プログラムの大半の出荷納品目標時期を、平成24年1月から同年3月に後ろ倒しする旨を説明*7。 ※平成24年3月までのプログラム納品目標分(同年1月納品目標維持分を含む。)がDrop1と呼ばれ、出荷納品目標が同年3月よりも更に遅れる分(別途相談分)がDrop2と呼ばれた。 *7:ストーリーボードのサインオフが平成23年9月9日までに完了することがスケジュールの前提。サインオフの遅延は、スケジュール変更になることが当時の資料に記載。
平成23年9月9日頃	本件個別契約13を締結(別紙1参照)。システムの構築の請負、基本設計書、テスト計画書、結果報告書、プログラムの納入のため。
平成23年後半	本件個別契約10から12を締結(別紙1参照)。設計開発フェーズにおける作業(機械・ハードウェアの購入等)のため。
平成23年9月	遅延の原因(工数増加、レビュー済みのストーリーボードの再変更にまで遡る手戻り)となるCR。
平成23年9月27日	ストーリーボード16個中3個がレビュー未了で、レビュー済みの13個の中にも手戻りが生じているものが多く存在。
平成23年10月20日	フィー計算機能追加のCR。フィー対象金額計算処理機能がWM(カスタマイズ・T社作業担当)からフィー計算システム(外付け・IBM作業担当)に移動。
平成23年11月後半	野村証券のストーリーボードサインオフ後に判明し新たに要求された機能のCR。
平成23年11月29日	T社も参加して第1回ステコミ開催。 Drop1(顧客Web以外であって、サブシステム間連結テストに影響する部分)の納入を同年3月9日、Drop2(主に顧客Web・STARとの総合テストに影響しない部分)の納入を同年6月15日と合意。
平成23年12月22日	第2回ステコミ。IBMは平成24年1月1日以降、業務仕様追加の凍結提案。
平成23年12月28日	IBMから、新たなCRの凍結の要請あり、凍結決定。
平成24年1月26日	第3回ステコミ。フィー関係、要件確定が遅れたため遅延しており、新たなDrop1の納品目標時期に間に合わない可能性の指摘。
平成24年2月9日	Xが、フィー関係の新機能追加を内容とするCR。ストーリーボードの変更にまで遡るといいう手戻りが発生するもので、大幅な遅延の原因。 その後、対応のため、T社の担当者がカナダから異例の来日をして集中討議。当該CRが、Drop1のフィー部分の納品目標の後倒しの原因、プログラム製作に十分な作業時間が確保できない主因の一つ。(CRは、平成25年1月まで五月雨式に続く。)
平成24年2月16日	Drop1のうちフィー関係を中心とする部分の納品目標を同年4月15日に再延期する承認。
平成24年3月2日頃	本件個別契約15の締結(別紙1参照)。Drop2部分の全部及びDrop1のうち本件個別契約13の締結以降に新たに追加された機能の部分の開発・プログラム製作のため。
平成24年3月26日頃	本件個別契約14の締結(別紙1参照)。テスト、データ移行の実施・支援のため。
平成24年4月17日	IBM、プロジェクト等の一時停止も選択肢に入れたスケジュールの見直し案提出。
平成24年5月	第6回ステコミ。Drop1.1は、同年5月11日に一応の納品があったことに。ショーSTOPパーの対応等はその後速やかに行うことに。
平成24年6月15日	Drop2.1(Drop1の追加機能部分)納品。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

時期	主な経過等
平成24年7月	リテールITプロジェクト全体では、STARも含めた全体総合テストが既に開始。7月2日から、本件システムの一部が全体総合テストにプレ参加。
平成24年7月	プレ参加以外の部分においても、課題である大きな問題点の解消がある程度まで進む。Drop2.2も、期限である同月27日に出荷基準を満たし納品。
平成24年8月9日	第9回ステコミ。WMのプログラムの全部が納品基準を満たして納品と確認。総合テストへの参加承認。
平成24年8月	順次実施されたテストの結果は、予想よりも悪く、多数のTPRその他の不具合が出た。IBMの社内検討結果は、平成25年1月の稼働開始について、スケジュール及び品質の点にリスクがあるというもの。
平成24年8月24日	IBMの常務は、前記検討結果と、ビジネス上の目標に遅れても開発を継続したい旨を野村証券に伝達（野村側は開発が実行不可能になったこと及び開発自体を断念することを明言するように強く示唆）。
平成24年8月27日	野村証券は、平成25年1月の稼働開始を断念し、STARとの総合テストも一時中止すること、稼働中の野村総研が開発した現行システムを平成25年1月以降暫定的にSTARと接続し直して運用することとし、作業を野村総研に委託することを決定。直ちにIBMに通知。 (裁判所の認定)システム完成をIBMの債務とする約定や、稼働開始の履行期限を定めた約定は存在しなかった。平成25年1月稼働開始というのは、ビジネス上の目標であって、これに遅れることは、ビジネス上の不名誉ではあっても、履行遅滞責任やこれに伴う法定の又は約定に基づく解除原因を構成するものではなかった。今後、どのようなスケジュールで本件システムの開発を継続するのか(又は断念するのか)が、当面の解決すべき課題。
平成24年9月3日	IBMリカバリープラン。
平成24年9月7日頃	野村証券の次長、プロジェクト課題23項目*8の一覧を作成してIBMに送付。 *8:現場の社員からヒアリング内容をそのまま課題内容の各項目として羅列したもの(いわゆるホチキス留めをしただけのもの)のように見えるとされている。
平成24年9月18日	IBMリカバリープラン。IBMとして23項目の対応を実質的に盛り込んだつもり。(野村側から個別項目ごとに回答したものを提出するような指示なし)。
平成24年10月4日	IBMの新見直しプラン。
平成24年10月8日頃	野村側は、課題23項目に新たな課題3項目を加えた課題26項目に対応できているかどうかという観点から評価。対応できていないか不十分と評価。 (裁判所の認定)結果をIBMに伝えたと認めるに足りる証拠なし。社内評価が、本件開発プロジェクトが履行不能であることを基礎づけるような評価であるといえることを認める証拠もない。 IBM及びT社における本件開発業務の一部遂行。
平成24年11月2日	野村側担当者は、IBM担当者に対し、口頭で、本件開発業務を中止することを通告。課題23項目や課題26項目に記載のその余の事項や、野村証券のフォーマットを用いた項目ごとの回答がないことは、中止の理由とはされなかった。
平成24年12月10日	IBM常務から、IBMとしては本件開発業務を続行したいこと、野村証券の決定内容は、IBMにとっては受け入れられないこと、決定が変わらない場合には契約や法令に従った対応をとることの通知。
平成25年1月29日	野村証券は、IBMに対して、本件開発業務に関する一切の契約を解除する旨の文書による通知。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

ESG投資と グリーンファイナンス



大江橋法律事務所
弁護士
十河 遼介

▶ PROFILE

sogo@ohebashi.com

第1 SDGsとESG

SDGsとは、Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)のことをいいます。SDGsは、2015年9月開催の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、2030年を期限とする17のゴールと169のターゲットから構成されています。

ESGとは、Environment(環境)、Social(社会)及びGovernance(企業統治)の略称です。従来ESGは非財務的要素と呼ばれていましたが、近年では、企業価値の向上にはマルチステークホルダーに対するESG的な価値の提供が不可欠であるとの認識が拡大しています。例えば、企業において社内でのダイバーシティの尊重は従業員というステークホルダーに対するソーシャルな価値の提供に当たりますが、その企業は人権問題に取り組んでいるとの社会的な評価を得ることができ、企業価値が向上する可能性があります。そして、ESG要素を投資判断に組み込むことで適切にリスクを管理し持続的・長期的なリターンを獲得を目指す手法のことを、ESG投資といえます。

第2 ESG投資(SDGs債)

1 概観

ESG投資として注目されているのがSDGs債に対する投資です。日本証券業協会によれば、SDGs債には、グリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド及びトランジションボンドが含まれるとされています^{注)1}。各SDGs債について明確なルールが定められているわけではありませんが、国内外で各種ガイドラインが発行されています。主なガイドラインは以下の表のとおりです。

SDGs債のガイドライン

ボンド

	国外
グリーン	Green Bond Principles (ICMA)*1
ソーシャル	Social Bond Principles (ICMA)
サステナビリティ	Sustainability Bond Guidelines (ICMA)
サステナビリティ・リンク	Sustainability-Linked Bond Principles (ICMA)
トランジション	Climate Transition Finance Handbook (ICMA)

^{注)1} SDGs債は日本証券業協会による呼称で、国際市場ではESG債と呼ばれることもあります。なお、International Capital Market AssociationはSDGsとSDGs債(ESG債)の結びつきに関するマッピングを行っており、両者

の関係を確認する上で有用な内容になっています(International Capital Market Association, *Green, Social and Sustainability Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals*)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

	国内
グリーン	グリーンボンドガイドライン（環境省）
ソーシャル	ソーシャルボンドガイドライン（金融庁）
サステナビリティ	グリーンボンドガイドライン（環境省）/ ソーシャルボンドガイドライン（金融庁）*2
サステナビリティ・リンク	—
トランジション	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する 基本指針（金融庁・経済産業省・環境省）

*1: International Capital Market Association

*2: サステナビリティボンドについては、グリーン性を有する場合にはグリーンボンドガイドラインが適用され、ソーシャル性を有する場合にはソーシャルボンドガイドラインが適用される。

ローン

	国外
グリーン	Green Loan Principles (LMA等)*3
ソーシャル	Social Loan Principles (LMA等)
サステナビリティ	—
サステナビリティ・リンク	Sustainability Linked Loan Principles (LMA等)
トランジション	—

	国内
グリーン	グリーンローン及びサステナビリティ・ リンク・ローンガイドライン（環境省）
ソーシャル	—
サステナビリティ	—
サステナビリティ・リンク	グリーンローン及びサステナビリティ・ リンク・ローンガイドライン（環境省）
トランジション	クライメート・トランジション・ファイナンスに関する 基本指針（金融庁・経済産業省・環境省）*4

*3: Loan Market Association等

*4: クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針は、「主に債券を対象とした記載となっているが、ローンにおいても同様の考え方を活用することが可能である」とされている。

なお、ESG投資はSDGs債に対する投資に限定されるものではなく、それ以外の投資であっても、一定の基準の下でESG要素を考慮して投資を行うのであれば、ESG投資となり得ます。

また、以下の記載は主にボンドを想定していますが、基本的にはローンにも共通するものと考えられます。グリーンローンについてはグリーンファイナンスとして後述します。

2 グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンド

(1) 特徴

グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドは、いずれも資金調達目的が特定の用途に限定された債券で、その違いは調達資金の用途にあります。すなわち、グリーンボンドの調達資金の用途は、環境関連目標に貢献する事業（グリーンプロジェクト）への充当に限定されています。発行事例における資金用途としては、再生可能エネルギー発電施設の設置や環境性能の高いグリーンビルディングの建設等があります。ソーシャルボンドの調達資金の用途は、社会的課題の解決に貢献する事業（ソーシャルプロジェクト）への充当に限定されています。発行事例における資金用途としては、低所得者層にもアクセス可能な医療機関の建設や公立学校の建設等があります。サステナビリティボンドの調達資金の用途は、グリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方への充当に限定されています。発行事例における資金用途としては、コーヒー豆の生産支援があり、農地や水資源等の持続可能な利用に貢献するとともに、小規模農家に対する技術支援や設備投資を通じた所得向上に寄与したという点で、グリーンプロジェクトとソーシャルプロジェクトの双方を充たすものとされました。あるプロジェクトが環境面での便益と社会面での便益を兼ね備えるケースがありますが、その場合に債券をグリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドのどれに分類するかについては、当該プロジェクトの主な目的に

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

基づいて発行体が決めるべきとされています。

(2) 核となる要素と重要な推奨項目

グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンド

核となる要素

- 調達資金の使途
- プロジェクトの評価・選考プロセス
- 調達資金の管理
- レポーティング

重要な推奨項目

- フレームワークの策定・公表
- 外部評価

グリーンボンド、ソーシャルボンド及びサステナビリティボンドには、上記の図の様に、それぞれ内容に含めるべき核となる要素と内容に含めることが望ましい重要な推奨項目があります。すなわち、前述のとおり、調達資金の使途がグリーンプロジェクト、ソーシャルプロジェクト又はその双方であることが明示され、発行体は当該プロジェクトをどのように評価しそれを選定したのかを明らかにすべきとされています。また、発行体による調達資金の保管状況が追跡され、充当結果が検証されるべきですし、発行体は調達資金に関する情報を継続的に開示すべきとされています。さらには、発行体は、資金調達に関するフレームワーク等が実際に4つの核となる要素に適合していたのかを説明し、外部評価機関から適合性についての評価を取得することが望ましいとされています。

3 サステナビリティ・リンク・ボンド

(1) 特徴

サステナビリティ・リンク・ボンドは、資金調達目的が特定の使途に限定されていない債券であるため、資金を事業運営に充当

することも可能です。サステナビリティ・リンク・ボンドの特徴は、一定の条件を充たすと債券の内容が変化するという点にあります。発行事例としては、事業用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目標として設定し、債券の内容として、目標を達成できなかった場合には利率が増加すると定められた例があります。

(2) 核となる要素

サステナビリティ・リンク・ボンド

核となる要素

- KPIsの選定
- SPTsの設定
- 債券の特性
- レポーティング
- 検証

サステナビリティ・リンク・ボンドには、上記の図の様に、内容に含めるべき核となる要素があります。すなわち、発行体は、ESGの課題にとって重要な指標(Key Performance Indicators (KPIs))を選定し、KPIs毎に達成すべき目標(Sustainability Performance Targets (SPTs))を設定すべきとされます。そして、SPTsが達成された場合に債券がどのように変化するかを定めておくべきとされます。発行体は、KPIsに関するSPTsの達成状況や債券の変化の有無について継続的に開示すべきで、外部評価機関からも検証を受けるべきとされています。

4 トランジションボンド

(1) 特徴

トランジションボンドには、資金調達目的が特定の使途に限定された債券と限定されていない債券があります。トランジションボンドの特徴は、特に温室効果ガス排出削減が容易ではないセクター(現段階において脱炭素化が困難な産業部門・エネルギー

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

転換部門等)において、低炭素化への取組み、すなわち段階的な脱炭素化への移行(トランジション)を支援する点にあります。発行事例としては、重油燃料船を使用する海運会社において、将来的には水素・アンモニアを活用したゼロエミッション船の使用を想定しながらも、それを実現するまでのブリッジソリューションとして、債券発行によりLNG燃料船を調達するという例があります。

(2) 重要な推奨開示要素

トランジションボンド

重要な推奨開示要素

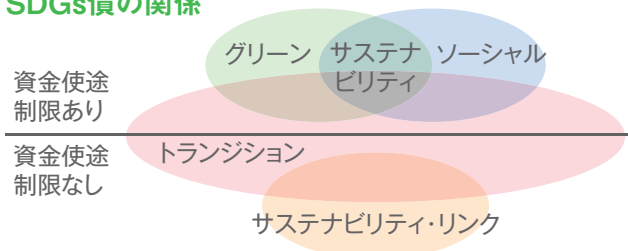
- 発行体のクライメート・トランジション戦略とガバナンス
- ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ
- 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略(目標と経路を含む)
- 実施の透明性

トランジションボンドは他のSDGs債と排他的な関係にあるわけではありません。そのため、例えば資金調達目的がグリーンプロジェクトに限定される場合にはグリーンボンドの要件を充足する必要がありますし、資金調達目的を限定せずにサステナビリティ・リンク・ボンドとして発行する場合はサステナビリティ・リンク・ボンドの要件を充足する必要があります。これらの要件に加えて、債券がトランジションボンドである場合には、上記の図に示す各要素の開示が推奨されることになります。

5 小括

各SDGs債の関係は以下の図のように整理することが可能であると考えられます。

SDGs債の関係



第3 グリーンファイナンス

1 気候変動リスク

2020年1月、世界経済フォーラムがスイスで開催されるダボス会議に向けてグローバルリスク報告書2020を公表しました^{注)2}。グローバルリスク報告書では発生の可能性が高いグローバルリスク及び影響が大きいグローバルリスクを年毎に上位5位まで示していますが、グローバルリスク報告書2020によると、発生の可能性が高いグローバルリスクについて、2011年頃を境に経済リスクに代えて環境リスクが上位を占める傾向にあることがわかります。

このような気候変動リスクに対しては、1992年の気候変動枠組条約(地球温暖化防止条約)の締結以降、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)が毎年開催され、京都議定書やパリ協定の採択を経て各国が対策を講じてきたところですが、2021年11月にはグラスゴー気候合意が採択されました。グラスゴー

注)2 <https://www.weforum.org/reports/the-global-risks-report-2020>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

気候合意では、パリ協定の目標(世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度を十分に下回るものに抑え、1.5度以内に抑える努力を継続すること)が再確認され、締約国に対し、今世紀半ばのカーボンニュートラル及びその経過点である2030年に向けての野心的な気候変動対策を求めています。日本政府も、2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、温暖化への対応を喫緊の課題として捉えています。

こうした各種目標を達成し、気候変動リスクに対応するためには、巨額な資金が必要になります。もっとも、その全てを公的資金で賄うことは現実的ではないため、民間資金の導入が必要不可欠になります。これを可能にするのがグリーンファイナンスです。

2 グリーンファイナンスの活性化

グリーンファイナンスを活性化するに当たっては、民間がグリーンファイナンスに参入しやすくするための体制の整備が必要となります。現在、官公庁を中心として以下のような整備が進められています。

(1) ガイドラインの発行

(i) 参照可能な基本的枠組みの提示

現時点において、グリーンファイナンスについての明確なルールが定められているわけではありません。しかし、前述のとおり、国内外ではSDGs債についての各種ガイドラインが発行されており、その中にはグリーンボンドやグリーンローンについてのガイドラインが含まれています。ガイドライン自体に法的拘束力はありませんが、参照可能な基本的枠組みの提示により、グリーンファイナンスの導入がサポートされたといえます。

(ii) グリーンウォッシュに対する市場の牽制

グリーンウォッシュとは、実際の環境改善効果が伴わないにもかかわらず、企業やその商品・サービス等があたかも環境に

配慮しているかのように見せかけることをいいます。これは、ごまかし・粉飾を意味する“whitewash”と環境への配慮を意味する“green”を足し合わせた造語です。前述のとおりグリーンファイナンスには明確なルール等がありません。それゆえにグリーンファイナンスが急速に普及・拡大したという側面があることは事実ですが、他方で「グリーン」とラベリングされた投資対象がその名称に相応しい性質・品質を有していないおそれもあります。例えば、英国の石油会社では、クリーンエネルギーに焦点を当てて低炭素化を目指す広告を出したところ、実際には会社の投下資本の大半が石油やガスに向けたものであり、グリーンウォッシュであると糾弾されました。

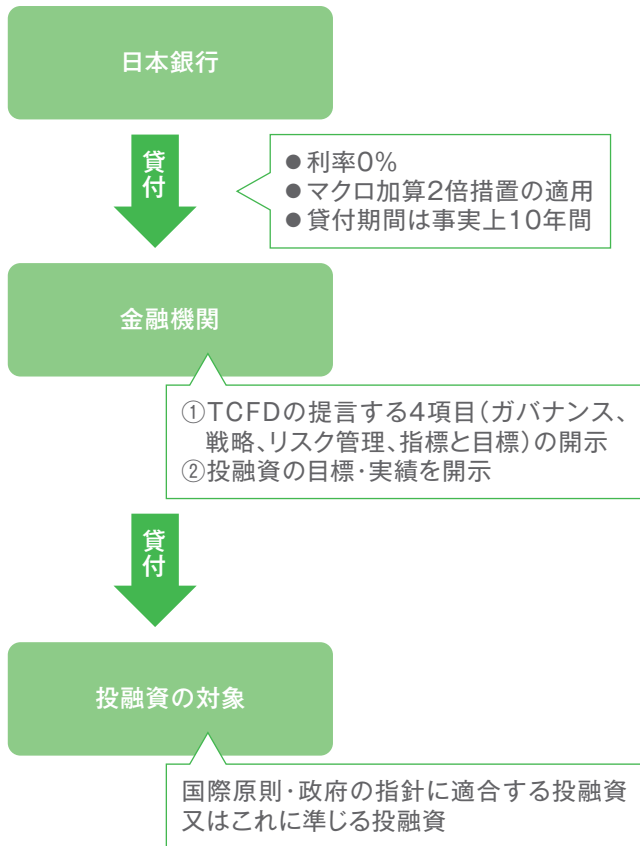
グリーンファイナンスの環境改善効果に対する信頼性を確保するためにはグリーンウォッシュ債券が市場に出回ることを防止する必要があります。そのため、ガイドラインはグリーンファイナンスにおける資金調達者に情報開示を要求し、投資家その他の市場関係者による適切な評価を確保することで、グリーンウォッシュ債券に対する市場の牽制を働かせる体制を確保しています。

(2) 気候変動対応オペ

日本銀行は2021年12月23日に気候変動対応を支援するための資金供給オペレーション(以下「気候変動対応オペ」といいます。)を実施しました。これは、日本銀行による金融機関に対する貸付で、貸付対象先である金融機関と当該金融機関による投融资の対象が一定の要件を満たすことが条件とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

気候変動対応オペ



すなわち、貸付対象先である金融機関は、気候変動対応に資するための取組みについて、①気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言する4項目(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)及び②投融資の目標・実績を開示する必要があります。また、当該金融機関の投融資の対象は、国際原則・政府の指針に適合する投融資^{注)3}又はこれに準じる投融資である必要があります。気候変動対応オペの適用対象となると、日本銀行による貸付については、利率は0%で、金融機関の日本銀行における当座預金についてマクロ加算2倍措置が適用されるとされています。また、貸付期間は原則1年ですが、回数無制限

の借り換えが認められていることから実施期間満了の2031年まで事実上10年間の貸付が可能とされています。

気候変動対応オペについては、参加金融機関はその名前が公表されることから、参加することで気候変動対応に積極的であるとの姿勢を対外的にアピールすることができます。また、付利までは認められませんが、マクロ加算2倍措置が適用される結果、下図に示すとおり、各金融機関の日本銀行当座預金にかかる金利が0%となる部分(マクロ加算残高)に気候変動対応オペの利用残高の2倍が追加されることになり、マイナス金利の適用される部分(政策金利残高)が減少することになります^{注)4}。これらのことは、金融機関にとって、気候変動対応オペに参加するインセンティブとなります。

注)3 国際原則・政府の指針に適合する投融資は、①グリーンローン、②グリーンボンド(サステナビリティボンド含む)、③サステナビリティ・リンク・ローン(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)、④サステナビリティ・リンク・ボンド(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)又は⑤トランジション・ファイナンスとされています。
注)4 金融機関等は日本銀行に資金決済用の当座預金口座を開設して資金

を預けています。2008年に導入された補完当座預金制度の下では、この当座預金のうち法定金額を上回る部分(超過準備)に利息が付されてきました。2016年にはマイナス金利付き量的・質的金融緩和が導入され、超過準備部分を含め、当座預金が3階層(基礎残高・マクロ加算残高・政策金利残高)に分割され、それぞれの階層ごとにプラス金利、ゼロ金利、マイナス金利が適用されることになりました。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

マクロ加算2倍措置

● 気候変動対応オペの適用前

政策金利残高(付利金利-0.1%)

マクロ加算残高(付利金利0.0%)

基礎残高(付利金利0.1%)

● 気候変動対応オペの適用後

政策金利残高(付利金利-0.1%)

増加 気候変動対応オペの利用残高の2倍(付利金利0.0%)

マクロ加算残高(付利金利0.0%)

基礎残高(付利金利0.1%)

気候変動対応オペの利用残高の2倍がマクロ加算残高に追加されることにより、政策金利残高が減少

他方、金融機関からの資金調達を希望する事業者側にとっても、日本銀行のバックファイナンスに裏付けされた長期かつ低金利の資金調達が可能になるということを意味するため、グリーンプロジェクトへの参加が後押しされることになります。

(3) グリーン成長戦略

前述した日本政府の「2050年カーボンニュートラル」宣言を受けて、2020年12月には2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略が策定されました。そこでは、温暖化への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも成長の機会と捉える時代に突入したとされています。このように経済と環境の好循環を作っていく産業政策はグリーン成長戦略と

呼ばれています。もっとも、支援なくして民間企業が変革に取り組むことは容易ではないことから、政府は民間企業が挑戦しやすい環境を整える必要があるとして、まずは成長が期待される産業(14分野)において高い目標を設定し、あらゆる政策を総動員することとしています。

(4) 一般社団法人グリーンファイナンス推進機構

2013年、環境省は地域脱炭素投資促進ファンド事業の一環としてグリーンファンドを設置し、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構が低炭素化プロジェクトに対し、一定の要件の下でグリーンファンドからの出資を行っています。事業者にとっては、グリーンプロジェクト参入時の資金調達先を選定するに当たって、金融機関等に加えグリーンファンドという選択肢が増えたことになります。

また、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構は、グリーンbond発行時の外部レビュー等を行う機関(登録発行支援者)に対し補助金を交付しています。通常の債券発行手続と比較して追加的に必要となるコスト(グリーンbondとしての適格性評価に要するコスト等)を支援することで、費用面でグリーンbond発行が通常の債券発行に近づくための努力が行われているといえます。

3 グリーンファイナンスの手法

グリーンファイナンスの主な手法としては、グリーンbondやグリーンローンが想定されています。グリーンbondとは、前述のとおり、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券のことをいいます。他方、グリーンローンとは、企業や地方自治体等が国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために用いる融資のことをいいます。いずれの手法についても、その特徴としては、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定される、②調達資金が確実に追跡管理される、③それらについて発行・融資後のレポートを

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

通じ透明性が確保されるということが挙げられます。

また、いずれの手法についても、そのスキームについては基本的には通常のボンド・ローンと共通していますが、投融資の前提として環境性に関する外部レビュー機関が関与するという部分が異なります。すなわち、グリーンボンドの発行やグリーンローンの実行に先立って、調達した資金使途の適切性やグリーンプロジェクトによる環境改善効果等が外部レビュー機関によって確認されることが想定されています。

グリーンボンドとグリーンローンで共通する部分は大きいですが、グリーンボンドの場合、資本市場において不特定多数に発行され得ることから内容に画一性が要求されるのに対し、グリーンローンの場合、貸主と借主の間で個別に内容を定めることが可能という特性に留意することが必要です。例えば、環境省のグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインにおいても、核となる要素のレビューについて、借主の対応を確認する内部的な専門性が確立されており、その確認の有効性が実証されていれば、レビューは借主の自己評価で足り得る場合がある旨が記載されています。また、グリーンローンについては、複数トランシェの一部がグリーンローンであるような場合、当該グリーンローンに係るトランシェの明確な指定と適切な方法による資金の追跡管理が必要になるものと考えられます。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

【労働法】

2022年4月1日から段階的施行 「育児・介護休業法」の改正の ポイントと実務上の留意点



大江橋法律事務所
弁護士
国本 麻依子

▶ PROFILE

m-kunimoto@ohebashiri.com

第1 はじめに

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和3年法律第58号。以下「改正法」といいます。)が、令和3年6月9日に公布され、令和4年4月から順次施行されます。改正法の施行により、出生時育児休業が新設され、企業に対して、育児休業の周知、意向確認の措置や育児休業取得状況の公表が義務付けられるなどの対応が求められます。

そこで、本稿では、改正法による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「法」といい、法施行規則(平成3年労働省令第25号)を以下「施行規則」といいます。)の内容及び実務対応を説明します。

第2 令和4年4月1日施行

1 雇用環境整備

(1) 事業主の義務等

事業主は、労働者から育児休業と出生時育児休業(後記第3のとおり、令和4年10月1日より創設されます。)の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じる義務を負います(法22条第1項、施行規則71条の2)。

- ①育児休業・出生時育児休業に関する研修の実施
- ②育児休業・出生時育児休業に関する相談体制の整備等
- ③自社の労働者の育児休業・出生時育児休業取得事例の収集・提供
- ④自社の労働者へ育児休業・出生時育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

なお、これらの措置は、複数の措置を講じることが望ましいとされています(厚生労働省「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針」(平成21年12月28日号外厚生労働省告示第509号)(以下「指針」といいます。)第2・6(2))。

(2) 具体的な方法

雇用環境整備の具体的な方法については、厚生労働省『「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」の一部改正について』

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(以下「通達」といいます。)において述べられており、①「研修の実施」をする場合には、少なくとも管理職の者については研修を受けたことのある状態にすべきものであること、研修の実施に当たっては、定期的を実施する、調査を行う等職場の実態を踏まえて実施する、管理職層を中心に職階別に分けて実施する等の方法が効果的と考えられています(通達第9・6(3))。また、②「相談体制の整備等」をする場合には窓口を形式的に設けるだけではならず、実質的な対応が可能な窓口が設けられていることを要し、労働者に対する窓口の周知等により、労働者が利用しやすい体制を整備しておくことが必要とされています(同(4))。③「事例の収集」をする場合は、提供する取得事例を特定の性別や職種、雇用形態等に偏らせず、可能な限り様々な労働者の事例を収集、提供することによって、特定の者が育児休業の申出を控えることに繋がらないように配慮することが求められており、収集した事例は、書類の配布やイントラネットに掲載して提供することになります(同(5))。④「取得促進に関する方針の周知」とは、育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する事業主の方針を記載した書面の配布や、事業所内やイントラネットへ掲載等を行うものであることとされています(同(6))。

後記2(4)のとおり、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別周知・意向確認のための措置の実施に際して、上司等が育児休業制度等の利用を控えさせるような対応をすることや、不利益な扱いを示唆したり、嫌がらせ等をするのは、職場における育児休業等に関するハラスメントに該当しますので、研修等や事例配布等を通じて、労働者から申出を受け取る側(管理職や同僚)にも、育児休業・出生時育児休業制度を広く認識させて、理解を得ることは、企業の負う職場における育児休業等に関するハラスメント防止措置を講じる義務の観点からも有効な対応であると思います。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

2 妊娠・出産(本人または配偶者)の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置

(1) 事業主の義務等

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません(法21条第1項、施行規則69条の3)。

- ①育児休業に関する制度
- ②育児休業申出等の申出先
- ③雇用保険法(昭和49年法律第116号)第61条の6第1項に規定する育児休業給付に関すること
- ④労働者が育児休業期間及び出生時育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

令和4年10月以降に労働者から申出が行われた場合には、出生時育児休業制度も併せて周知しなければならず、また、申出が令和4年10月より前に行われた場合であっても、子の出生が令和4年10月以降に見込まれるような場合には、出生時育児休業制度も含めて周知することが望ましいとされています(通達第9・1(9))

(2) 具体的な対応

周知の方法や意向確認の措置は、FAXや電子メール等を労働者が希望しない限り、面談又は書面の交付(労働者が希望した場合には、FAX、電子メール等による方法でも可能)で行うこととなります(仮に当該労働者が周知及び意向確認を不要とする旨の意思表示をしている場合には、面談を行わず書面の交付(郵送によることも可能)で行うことも対応の一例として考えられます。)(施行規則69条の4)。

他方、取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法21条第1項の措置の実施とは認められません(通達第2・5の2(1))。

なお、法令では、労働者による申出方法を書面等に限定していないため、事業主において特段の定めがない場合は口頭でも申出が可能です。事業主が申出方法を指定する場合は、申出方法をあらかじめ明らかにしておく必要があります(厚生労働省「令和3年改正育児・介護休業法に関するQ&A(令和3年11月30日時点)(以下「Q&A」といいます。))A2-7)。

(3) 育児休業、介護休業を理由とする不利益取り扱いの禁止

今回の改正により、労働者が妊娠・出産等の申出をしたこと、後記第3・1の育児休業取得の申出をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いも禁止されます(法10条、法21条第2項)。例えば有期雇用労働者に対する雇止め、退職強要、正規雇用労働者を非正規雇用労働者とするような契約内容の変更の強要、自宅待機命令、労働者の意に反して所定外労働や深夜業の制限・所定労働時間の短縮措置等を適用すること、降格、減給等は「その他不利益な取扱い」に該当します(指針第2・11(2))。

(4) 職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等

事業主は、職場における育児休業等に関する言動に起因する問題(以下「職場における育児休業等に関するハラスメント」といいます。)に関する雇用管理上の措置を講じる義務を負います(法25条)。労働者から妊娠・出産等の申出があった場合における個別の周知及び意向確認の措置の実施の際に労働者に制度利用を控えさせる対応を行うことは法21条第1項の措置の実施とは認められないものである上、このような対応を行う場合や、労働者が制度等(育児休業、育児休業制度)の利用の申出等をしたところ、上司が個人的に請求等を取り下げようという場合については、職場における育児休業等に関するハラスメントに該当することになりますので、注意が必要です(通達第9・15(3)イ③、Q&A A8-2)。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

3 有期雇用労働者の育児休業取得要件の緩和 (労使協定締結の検討)

従前は、育児休業・介護休業ともに、有期雇用労働者の取得要件として「引き続き雇用された期間が1年以上」が定められていましたが、改正法により、この点は要件としては廃止されます。もともと、無期雇用労働者と同じく、引き続き雇用された期間が1年未満の場合は、労使協定において、育児休業、出生時育児休業、介護休業の対象から除外することは可能ですので(法6条第1項ただし書き)、労使協定を締結するかどうかについて、検討する必要があります。なお、既に締結している労使協定において、引き続き雇用された期間が1年未満の労働者について有期雇用・無期雇用を問わない形で除外していた場合でも、有期雇用労働者も含めて、引き続き雇用されていた期間が1年未満の労働者について、法第6条第1項ただし書きに基づき当該申出を拒む場合は、そのことについて、改めて労使協定を締結する必要があります(Q&A A4-3)。

第3 令和4年10月1日施行

1 出生時育児休業制度及び育児休業の分割取得の特徴

出生時育児休業制度は、「産後パパ育休制度」とか「男性版産休」などと呼ばれるもので、子どもが生まれた直後の8週間以内なら合計4週間まで育児休業を取得できるものです(法9条の2から同条の5)。制度の特徴としては、制度の中で分割して2回取得することが可能であることや、出生時育児休業と通常の育児休業を別々に取得できることから、複数回に分けて育休を取得することができるようになること、さらに、通常の育児休業の分割取得の仕組みもスタートするため、出生時育児休業制度と

合わせて最大4回に分けて育児休業をとれるようになります。原則休業の2週間前までに申し出ることにより取得が可能であること、労使協定があれば本人の希望で休業中に就業したりといった柔軟な対応が可能になること等です。

	出生時育児休業(施行:R4.10.1~) 育児休業とは別に取得可能	育児休業 (施行:R4.10.1~)
取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間 ^{注1} まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで
申出期限	原則休業の2週間前まで (※下記2(1)参照)	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能(※下記2(2)参照)	原則就業不可

【参照 厚生労働省リーフレット「育児・介護休業法改正ポイントのご案内」(令和3年11月末時点版)(以下「厚生労働省リーフレット」といいます。)]

2 出生時育児休業制度創設に備えた対応

出生時育児休業制度は、令和4年10月1日に施行されますが、企業は就業規則や育児介護休業規程を見直す必要があるほか、事務手続の整備や、必要に応じて、下記の労使協定の締結を検討しなければなりません。手続や検討に時間を要することが想定されますので、施行に備え準備を進める必要があります。

(1) 申出期限(労使協定締結の検討)

出生時育児休業は原則として2週間前までに申し出ることとされておりますが、業務の引継ぎや調整のために申出時期を早めたい場合、以下の事項を労使協定で定めることによ

注1 取得可能日数の「4週間」については、各企業における既存の育児目的のための休暇(法定の休暇を除く。)が、出生時育児休業取得日数以外の要件を満たすものであれば、当該休暇の日数も含めて4週間が確保されればよいと解されます(通達第2・21(4))。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

り、1か月前までとすることができます(法9条の3第4項、施行規則21条の7)。

①次に掲げる措置のうち、2以上の措置を講ずること。

- 雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
- 育児休業に関する相談体制の整備
- 雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供
- 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知
- 育児休業申出をした労働者の育児休業の取得が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置に係る必要な措置

②育児休業の取得に関する定量的な目標を設定し、育児休業の取得の促進に関する方針を周知すること。

「定量的な目標」は「数値目標」を意味しています。また、法に基づく育児休業の取得率のほか、企業における独自の育児目的の休暇制度を含めた取得率等を設定すること等も可能ですが、少なくとも男性の取得状況に関する目標を設定することが必要とされています(厚生労働省リーフレット26頁)。

③育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置を講じた上で、その意向を把握するための取組を行うこと。

妊娠・出産の申出があった場合に意向確認の措置を行うことは、この労使協定の締結にかかわらず、法律上の義務であることは、前記第2・2で説明したとおりです。「意向を把握するための取組」は、法律上の義務を上回る取組とすることが必要であり、最初の意向確認のための措置の後に返事がないような場合は、リマインドを少なくとも1回は

行うことが必要とされています(そこで、労働者から「まだ決められない」などの返事がされた場合は、未定という形で把握)(厚生労働省リーフレット26頁)。

(2) 休業中の就業(労使協定締結の検討)

休業中の就業は、労使協定を締結している場合に限り、労働者と事業主の合意した範囲内で、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とするものです(法9条の5第2項)。出生時育児休業中に就業させることができる者について労使協定で定める際は、「休業開始日の○週間前までに就業可能日を申し出た労働者に限る」といった形で対象労働者の範囲を規定することも可能です(Q&A A6-8)。

具体的な休業中の就業手続きの流れは以下①～④のとおりです。

- ①労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申出(法9条の2)
- ②事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示(候補日等がない(就業させることを希望しない)場合はその旨)(法9条の5第4項、施行規則21条の15第4項)
- ③労働者が同意(法9条の5第4項、第5項)
- ④事業主が通知(なお、就業可能日等には上限があります。)(法9条の5第4項、施行規則21条の16)

なお、事業主は労働者に対して、休業中の就業に関して、休業中に就業を希望する旨の申出をしなかったこと、休業中に就業を希望する旨の申出が事業主の意に反する内容であったこと、休業中の就業の申出に係る就業可能日等の変更をしたこと又は当該申出の撤回をしたこと、休業中の就業に係る事業主からの提示に対して同意をしなかったこと、休業中の就業に係る事業主との同意の全部又は一部の撤回をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることは

禁止されています(法10条、通達第2・39)。

また、労働者が休業中の就業可能日等の申出を行わない場合や事業主の提示した日時に同意しない場合に、上司等が解雇その他不利益な取扱いを示唆したり、嫌がらせ等をしたりすることは、職場における育児休業等に関するハラスメントに該当します(通達第9・15(3)イ③)。

第4 令和5年4月1日施行(従業員1000人超えの企業対象:育児休業取得状況の公表の義務付け)

育児休業の取得の状況の公表(法第22条の2)は、インターネットの利用その他の適切な方法により、下記の①又は②のいずれかの割合を公表する必要があります(施行規則第71条の3、4)。

【引用:Q&A A9-2】

①

公表前事業年度(※1)においてその雇用する男性労働者が育児休業等(※2)をしたものの数の割合

公表前事業年度(※1)において、事業主が雇用する男性労働者であって、配偶者が出産したものの数

②

公表前事業年度(※1)においてその雇用する男性労働者が育児休業等(※2)をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度(育児休業等及び子の看護休暇を除く。)を利用したものの数の合計数

公表前事業年度(※1)において、事業主が雇用する男性労働者であって配偶者が出産したものの数

※1 公表前事業年度：公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度

※2 育児休業等：育児休業及び法第23条第2項又は第24条第1項の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置が講じられた場合の当該措置によりする休業。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

第5 おわりに

以上のとおり、企業の実務上の対応策のうち、雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置、有期雇用労働者の育児休業要件緩和に対する対策については、早急に対応する必要があります。また、出生時育児休業制度の創設に伴う対応(就業規則等の改訂、労使協定の締結等)についても、施行日までに間に合うよう準備を行うことが必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。